

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和4年12月12日付大阪市地域公共交通会議において、下記項目の協議が調ったことを証明する。

記

【変更項目】

1. 協議が調っている路線又は営業区域
(変更後) 別紙-1-1
(変更前) 別紙-1-2
2. 協議が調っている運行態様及び運送の区間
運送の区間:(変更後) 別紙-2-1
(変更前) 別紙-2-2

(参考)

上記以外の内容は、道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる協議が調っていることの証明書(令和4年2月24日、令和4年7月1日付)のとおり
(別紙 参照)

以上

令和4年12月12日
大阪市地域公共交通会議
会長 内田 敬